



令和3年4月24日

羽曳野市 報道提供資料

(問合せ先)
市長公室 秘書課

緊急事態宣言に伴う市の対応について

標記の件につきまして、以下のとおり実施することとなりましたので報道提供いたします。

記

緊急事態宣言の発出が決定された令和3年4月23日（金）午後9時から羽曳野市役所会議室で第51回羽曳野市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、今後の市の対応について決定しました。

1. 市主催のイベントは中止する。
2. 公共施設は休館とする。対応は電話のみで行う。
ただし、以下の業務等は実施する。
 - (1) 図書館は、返却と予約本の貸出のみ行う。
 - (2) 子育て支援センターは、相談業務のみ行う。
(コロナ禍でのDVや児童虐待に対応するため)
 - (3) 児童館での留守家庭児童会は継続して実施する。
 - (4) LICはびきの内のテナントは、各テナントが判断する。
3. 期間は、上記1. 2. とともに令和3年4月25日から5月11日までとする。